

流 福 審 第 7 号
令和2年10月19日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子



第8期流山市高齢者支援計画の策定について（答申）
令和2年5月22日付け流社第141号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 高齢者人口の顕著な増加が見込まれるなか、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの着実な構築をさらに進めてください。
 - (1) 高齢者を支える様々な施策や介護体制を整備するだけでなく、市民に広く情報提供し、高齢者の生活不安の払拭に努めてください。また、障害のある高齢者にも情報が行き届くようにしてください。
 - (2) 介護保険制度を持続可能な制度とするために、フレイル対策を強化し、介護予防の推進に一層努力してください。また、介護人材の確保にも努めてください。
 - (3) 元気な高齢者には、高齢者ふれあいの家や老人クラブ等の活動への積極的な参加促進や就業支援を進めてください。
 - (4) 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の機能強化を進め、すみやかに必要なサービスが受けられるよう、また介護者の負担軽減が図れるようにしてください。
 - (5) 高齢者の権利擁護の施策として、認知症への理解を深める取り組みを行うとともに、成年後見制度の普及啓発に努めてください。また、成年後見制度の体制整備にあたっては、制度利用による権利侵害を防ぐ対策にも努めてください。

- (6) 高齢社会を継続的に支えていくためには、地域ぐるみの助け合いや支え合い活動を活発化していくことが必要です。今後もより一層、市民、自治会、民生委員・児童委員、事業者等との連携や活動の支援に努めてください。
- 2 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた対策に努めるとともに、これらの影響によって社会状況に大きな変化が生じた際は、必要に応じて本計画の見直しを行ってください。
- 3 本計画のもとに高齢者施策を推進し、進捗状況の把握・点検・評価を行い、目標の達成に努めてください。